

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年7月21日)

- 可搬式速度違反自動取締装置の運用状況について …………… 2
(交通部交通指導課)

警 察 本 部

可搬式速度違反自動取締装置の運用状況について

令和4年7月21日
警察本部
(交通部交通指導課)

1 概要

交通事故の分析結果や住民要望などから取締りの必要性が認められるものの、違反車両等の停止場所が確保できないなどの理由で即日検挙方式による取締りが困難となっている通学路等（市街地及び生活道路）において、令和3年7月から、省スペースで取締りが行える可搬式速度違反自動取締装置（以下、「可搬式オービス」という。）の運用を開始した。



2 運用状況（令和3年7月から令和4年6月30日までの間）

(1) 実施結果

県内の通学路・生活道路で40箇所の取締り場所を選定
40回の取締りを行い、26件の速度違反を検挙した。

(2) 反響

- ・ 「速度が速いので、速度抑制、交通事故防止施策には効果的だと思います。」（R3.9八頭町住民）
- ・ 「設置されるだけでもスピード抑止につながるのでは。児童に安心して登校してもらえるよう、今後も定期的にと取締りを実施してほしい。」（R3.10鳥取市気高町住民）
- ・ 「この道路は、小学生の通学路になっていますし、保育園も近くにあるので、交通指導取締りをしていただけると住民も安心します。」（R3.11境港市住民）



郡家東小学校区内における実施状況

(3) 導入の効果

- ・ 可搬式オービスに備え付けられた速度測定機能を利用し、実施箇所における平均速度の変化を集計。おおむね午前7時から午前8時までの1時間で計測した。
- ・ 地点Bにおいて速度減少の傾向が見られるが、今後も注視が必要である。
- ・ これまで速度取締りができなかった地点での取締りを実現した。

地点	規制速度	1回目	2回目	3回目
A	30	R3.9.10	R3.9.30	R4.4.12
		25.8	40.0	35.3
B	30	R3.11.19	R4.5.10	R4.6.7
		37.8	36.5	34.1

単位：km/h

3 今後の取り組み

- 住民の取締り要望の吸い上げに基づく新たな取締り場所の選定する。
- 要望箇所における走行データ、交通事故発生状況等の分析を行い、定期的な効果検証と住民意見を反映しながら、より合理的・効率的な取締りを推進する。